「採用活動におけるハラスメント防止の取り組みについて」

制定日：2026 年 9 月
中井土木株式会社

就活ハラスメント防止のための基本方針

当社は、コニシグループの「企業理念」に基づき、「求職者」（インターンシップ生および会社説明会参加者を含みます。以下同じ。）一人ひとりを尊重し、当社社員による「就活ハラスメント」（※）を一切許容しないことを改めて確認します。

（※）「就活ハラスメント」とは、求職者に対するセクシュアルハラスメント、パワーハラスメント、その他目的および手段において社会通念上相当な範囲を逸脱した行為により、求職者の就職活動に看過できない程度の支障を生じさせる行為を指します（具体例は別紙のとおり）。

当社は上記の基本方針を明確にするため、以下のとおり、就活ハラスメント防止のための取組と運用ルールを公表します。

１．当社の取組

①本方針および次項の「具体的な運用ルール」を社内外に周知し、採用活動に関与する全社員に周知します
②求職者と接点を持つ社員に対する教育・研修を継続的に実施します
③就活ハラスメントに関する相談窓口を設置します（３．参照）
④相談、申告を理由とする不利益な取り扱いは行いません
⑤相談を受けた場合は、事実確認を行い、迅速かつ適切に対応します
⑥人権侵害や不適切な行為が確認された場合は、その是正・救済に取り組むとともに、行為者である社員に対しては就業規則に基づき厳正に対処します
⑦再発防止に向けた是正措置および制度の見直しを継続的に行います

２．具体的な運用ルール

①求職者と面会するときは、会社施設または第三者の目が届く適切な環境で行います
②求職者との連絡は会社メールや会社端末を使用し、私的な通信手段による連絡を禁止します
③求職者との懇親会を実施する場合は任意参加とし、会社の許可を得た場合を除き１対１の会食は禁止します
④会社の許可を得た場合を除き、面接および面会は午前８時から午後５時まで、懇親会は午後８時までとします

⑤会社の依頼または承認を得ることなく、求職者とのOB・OG訪問を行うことを禁止します

３．就活ハラスメントに関する相談窓口

就職活動に際して当社社員によるハラスメント行為が見られた場合又はそのおそれや不安を感じた場合は、下記の窓口までご相談ください。なお、相談窓口は独立しており、プライバシーその他の秘密情報を保護するための適切な措置を講じております。また、ご相談の有無およびその内容は、選考プロセスに影響することはありません。

◇コニシ株式会社　法務部

E-mail ：　tsuuhou@bond.co.jp

TEL　　：　06-6228-2831

別紙

就活ハラスメントに該当しやすい具体例

※これらに限定する趣旨ではありません。また、個別の事案の状況等によって判断が異なることもあり得ますが、当社は特に以下の具体例に該当する行為は行わないよう社員に対し、周知および教育を行って参ります。

１．面接やインターンシップ等の場で、恋人の有無、性的な事実に関すること、結婚や出産後も仕事を続けたいのかと尋ねること
２．オンライン面接時に全身を見せるよう求めること
３．性的な関係を求めたり飲酒や食事を強要したりし、断ると選考や内定に直接影響することを示唆すること
４．１対１でカラオケ店などの個室に入るよう誘うこと
５．必要なく身体に触ること
６．「小学生以下だ」などと人格を否定するような暴言や、人種、信条、社会的身分、性別、出身地又は国籍に基づく差別的な発言を言うこと
７．採用活動で見聞きした求職者の個人情報を、求職者の同意なく採用活動および入社後の配属先の検討以外で利用すること